

# 法人会ニュース



## ●今月の便に同封している書類（ご案内等）

### ◆「新春講演会・会員交流会」のご案内

## ●本部等の行事

月	日	曜	内容		
12	7	水	花いっぱい運動（第3・第4支部）	14:30～16:00	於：昭和通り37花壇
12	8	木	医療健康セミナー	14:00～15:30	於：西鉄グランドホテル
12	16	金	正副会長会	10:00～10:50	於：ソラリア西鉄ホテル
12	16	金	理事会	11:00～12:00	於：ソラリア西鉄ホテル

## ●支部の行事

月	日	曜	内容		
12	3	土	もちつき大会（第5支部）	11:00～	於：かもめ広場

## ●青年部会の行事

月	日	曜	内容		
12	5	月	忘年会	19:00～	於：観山荘
12	14	水	役員会	11:00～12:00	於：福新楼

## ●女性部会の行事

月	日	曜	内容		
12			役員会	～	於：
12	19	月	会員の集い	～	於：

## ●受賞おめでとうございます●

令和四年秋の叙勲 旭日章 旭日単光章 楠下 博 氏（有限会社ひろや商店）  
（地方自治功労）

令和四年度 財務大臣表彰 園田 慶一 氏（西日本ビジネス印刷株式会社）



## (I) 税務カレンダー

12月12日 ●源泉所得税の納付

1月4日 ●10月決算法人の確定申告

●4月決算法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告

## (II) 知らないで損する税情報

### 法人税法と使用人給与・役員給与

税理士 堤 一 博

最近の法人税質疑の中で、人件費を巡るものが増えています。今回は、確認の意味で、法人税での役員給与・使用人給与の取扱いの概要をお話しします。

法人税法では、第2編「内国法人の法人税」、第1章「各事業年度の所得に対する法人税」、第1節「課税標準及びその計算」、第4款「損金の額の計算」、第3目「役員給与等」で、人件費に係る「別段の定め」を設けています。この第3目は、第34条（役員給与等の損金不算入）と第36条（過大な使用人給与の損金不算入）の2条からなっていて、法人が支払う給与を使用人に対するものと役員に対するものとに区分してその取扱いを定めています。

#### 1. 使用人給与

法人がその使用人に支払う給与等（賃金、給与、賞与及び退職給与等）は、原則として、その全額の損金算入が認められています（法人税法第22条第3項第2号）。これは、法人と使用人との間には、雇用契約（民法第623条）が成立していて、その使用人が法人に提供する役務提供の対価として支払われる関係にあるからです。ただし、「特殊の関係にある使用人（特殊関係使用人）」に支給される給与等のうち「不相当に高額な部分の金額」は、損金の額に算入されません（法人税法第36条）。

この「特殊関係使用人」とは、下記のいずれかに該当する者をいいます（法人税法施行令第72条）。

①	役員親族
②	役員と事実上婚姻関係と同様の関係にある者
③	①及び②以外の者で役員から生計の支援を受けている者（参照：法人税基本通達9-2-40）
④	②及び③に掲げる者と生計を一にするこれらの者（参照：法人税基本通達9-2-41）

また、「不相当に高額な部分の金額」とは、下記の事情を総合的に勘案してその職務の対価として相当である金額を超える部分の金額です（法人税法第72条の2）。

①	その職務の内容
②	その法人の収益及び他の使用人に対する給与の支給状況
③	その法人と同種の事業を営み、かつ、事業規模が類似する法人の使用人に対する給与の支給状況等

さらに、退職給与については、同様に、下記の事情を総合的に勘案して相当である金額を超える部分の金額を損金不算入としています（法人税法第72条の2かつこ書）。

①	その業務に従事した期間
②	その退職の事情
③	その法人と同種の事業を営み、かつ、事業規模が類似する法人の使用人に対する退職給与の支給状況等

併せて、法人が支給する使用人賞与については、原則として、その賞与が支給された日の属する事業年度の損金として扱います（法人税法施行令第72条の3第3号）。また、同条第1号及び第2号をまとめると、下記の表のようになります。

第1号 労働協約又は就業規則に基づく賞与	
(要件) (1) 使用人にもその支給額の通知がなされているもの (2) 支給予定日又は通知日の属する事業年度において損金経理をしていること	(損金算入時期) 支給予定日又は通知日のいずれか遅い日の属する事業年度
第2号 下記の要件を満たす賞与	
(要件) (1) 支給額を各人別、かつ、同時期に支給を受ける全ての使用人に対して通知をしていること (2) 上記(1)の通知をした金額を通知した全ての使用人に対しその通知をした日の属する事業年度終了の日の翌日から1月以内に支払っていること (3) 上記(1)の通知をした日の属する事業年度において損金経理していること	(損金算入時期) 使用人に通知をした日の属する事業年度



## 2. 法人税法上の役員について

会社法では、同法第330条（株式会社と役員等との関係）で、法人と「役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う」と規定されていて、民法の委任契約（民法643条）に従います。委任契約では、いわゆる「お手盛り」を防止する観点から、受任者は特約がない限り委任者に対して報酬を請求できないこととしています（民法第648条）。この点については、会社法では、その額について役員の恣意によることを避けるため、定款にその額を定めなかった場合には、株主総会の決議等によって定めることとしています（会社法第361条）。

法人税法では、この会社法を前提として、その額の損金算入を制限しています。

また、法人税法上の「役員」の範囲については、会社法等でいう役員よりも広く規定していて、「実質的に法人の経営に従事してその意思決定に大きな影響力を有する者」（みなし役員）を含めています（法人税法第2条第15号、法人税法施行令第7条）。また、会社法等の役員のうち、部長・課長その他法人の使用人としての職制上の地位を有し、常時使用人としての職務に従事する者（「使用人兼務役員」、法人税法第34条第6項、法人税法施行令第71条）の使用人給与に相当する部分については、1. 使用人給与と同様、原則的には損金算入とし（法人税法第34条第1項かつこ書）、役員給与部分については、役員と同様の損金算入の制限を受けることになります。また、「執行役員」については、会社法上の役員となる「執行役」（会社法第402条）とは異なり、法定された役員に該当しないうえに、法人税法でも特に明確な規定がないので、一般的には使用人として取り扱われることが多いと思います。しかしながら、その設置については、法人の任意の制度設計ができるので、その実態の事実認定によっては、役員に準じたものとされる可能性をなしとはしませんので、慎重にご検討ください。

## 3. 役員給与

法人がその役員等に支払う給与等（報酬、賞与）については、会社法及び企業会計と同様、法人税法においても、一定の制限のもとに損金の額に算入することとされています（法人税法第34条、法人税法施行令第69条）。

役員給与等は、使用人給与とは異なって、一般的に、役員自身に決定権があることが多いので、会社の利益調整を防ぐため、役員給与等の損金算入には、下記のいずれかに該当することが不可欠です。

なお、使用人給与と同様、不相当に高額な部分については、損金の額に算入できません（法人税法第34条第2項、法人税法施行令第70条）。

まず、形式的には、定款や株主総会などの決議により定められている役員報酬の限度額（法人税法施行令第70条第1号ロ）であり、実質的には、使用人給与のように、下記の事情を総合的に勘案してその職務の対価として相当である金額（法人税法施行令第70条第1号イ）のうち**いずれか多い金額を超える部分の金額**です。

①	その職務の内容
②	その法人の収益及び他の使用人に対する給与の支給状況
③	その法人と同種の事業を営み、かつ、事業規模が類似する法人の役員に対する給与の支給状況等

### (1) 定期同額給与

定期同額給与は、支給時期が1月以内の一定の期間で、かつ、その事業年度内の各支給時期における支給額が同額であるもの又はこれに準ずるものをいいます（法人税法第34条第1項、法人税法施行令第69条第1項、法人税基本通達9-2-11）。毎月同じ金額を支払う通常の役員給与のことをいいます。事業年度が始まってから3か月以内に決定し、一度決定すると、原則として、その次の事業年度の同じタイミングでないと変更することができません（「給与改定」）。また、役員としての職制上の地位の変更や職務内容の重大な変更その他これに準ずる場合（「臨時改定事由」）の改定や法人の経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由（「業績悪化改定事由」）による改定は、上記の「これに準ずるもの」とされていますが、個別・事前にその事由を精査しておく必要がありますので、ご注意ください。

### (2) 事前確定届出給与

事前確定届出給与とは、事業年度が始まってから一定期間以内（通常は、株主総会決議の日から1ヶ月以内）に、税務署に対して、支給時期と支給額を事前に届出した上で支給する給与（役員報酬）のことをいいます（法人税法第34条第1項第2号、法人税法施行令第69条第4項、同第5項、法人税法施行規則第22条の3第2項）。なお、同族会社に該当する場合、非常勤役員に年1回支払う報酬については、事前確定給与として税務署長への所定の届出が必要です（法人税法第34条第1項、法人税基本通達9-2-12（注））。

役員に対して賞与を支給したいときは、この事前確定届出給与を利用することができます。ただし、実際に支給した金額が、既に届出済の金額と違うときなどは、損金算入することができませんので、念のため！

### (3) 業績連動給与

業績連動給与は、インセンティブ給のように利益や株価等の指標を基礎として計算された金額を支給する給与（役員報酬）のことをいいます（法人税法第34条第1項第3号、法人税法施行令第69条第9～21項、法人税法施行規則第22条の3第3項）。ただし、この業績連動給与は、入り口で大きな要件として「報酬の算定方法の内容を決定し、有価証券報告書に記載・開示すること」が必要で、有価証券報告書を提出する法人（株式公開会社）に限られています。実際、上場会社等の有価証券報告書の提出会社でなければ採用することはできないことにはご注意ください。

## 4. 経済的利益

役員給与には、現金のようなもののほか、債務の免除による利益その他の経済的な利益も含まれ、この経済的な利益とは、例えば次に掲げるもののように、法人の行為によって実質的にその役員に対して給与を支給したのと同様の



経済的効果をもたらすものをいいます。

①	資産を贈与した場合におけるその資産の時価
②	資産を時価より低額で譲渡した場合における時価と譲渡価額との差額
③	債権を放棄または免除した場合における債権の放棄額等
④	無償または低額で居住用土地または家屋の提供をした場合における通常取得すべき賃貸料の額と実際徴収した賃貸料の額との差額
⑤	無利息または低率で金銭の貸付けをした場合における通常取得すべき利率により計算した利息の額と実際徴収した利息の額との差額
⑥	役員を被保険者および保険金受取人とする生命保険契約の保険料の額の全部または一部を負担した場合におけるその負担した保険料の額の負担額

ただし、法人が役員に対し経済的な利益の供与をした場合において、所得税法上経済的な利益として課税されないもの（例えば、日当）であり、かつ、その法人がその役員に対する給与として経理しなかったもの（例えば、旅費交通費）であるときは、給与として扱われません。法人税法上、役員に対して継続的に供与される経済的利益のうち、供与される利益の額が毎月おおむね一定であるものは定期同額給与に該当し、損金の額に算入されますが、その他臨時的なものは定額同額給与に該当せず、損金の額に算入されません。また、法人が使用人兼務役員に対して供与した経済的な利益の額（住宅等の貸与をした場合の経済的な利益を除きます。）が他の使用人に対して供与される程度のものである場合には、その経済的な利益の額は使用人としての職務に係るものとされ、損金の額に算入されます。また、役員に対する経済的利益の額（使用人兼務役員に対する使用人部分を除きます。）が不相当に高額である場合や法人が事実を隠蔽または偽装して経理することにより、その役員に対して供与した経済的な利益の額は損金の額に算入されません。

出向・転籍、ストック・オプションなど人件費を巡る個別のテーマがありますので、また機会をとらえてご説明したいと考えています。

## 福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場
2022	12	8(木)	15:00～16:30	本 部	医療健康セミナー (チラシは11月号に封入済)	西鉄グランドホテル
		16(金)	10:00～10:50	本 部	正副会長会	ソラリア西鉄ホテル
		16(金)	11:00～12:00	〃	理事会	〃
2023	1	17(火)	18:00～20:45	本 部	新春講演会・会員交流会 (チラシは12月号に封入)	ソラリア西鉄ホテル
				本 部	新設法人説明会 (チラシは1月号に封入)	福岡ガーデンパレス
	3	13(月)	14:00～15:30	本 部	経営セミナー (チラシは2月号に封入予定)	ソラリア西鉄ホテル
				本 部	決算事務説明会 (チラシは2月号に封入予定)	福岡ガーデンパレス
	4	6(木)	9:30～16:00	本 部	新社会人セミナー(1回目) (チラシは2月号に封入予定)	アクロス福岡
		7(金)	〃	〃	〃 (2回目)	〃

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)

※ 各行事は、新型コロナウイルス感染症の関係で、中止若しくは延期する場合があります。